



緑化地域の緑化施設適合証明通知書を取得した  
建築物をお持ちの皆様へ

## 緑化施設の維持保全について(お願い)

～このチラシは、緑化地域制度が適用されている建築物の管理者の方にお渡ししています～

### ☆ 緑化地域制度について

横浜市内の住居系用途地域で、500㎡以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合は、敷地面積の10%以上<sup>※1</sup>の緑化が義務付けられています<sup>※2</sup>。

この敷地面積の10%以上の緑化義務は建築基準関係規定となっており、建築確認申請を行うときに必要な書類として、「緑化施設適合証明通知書<sup>※3</sup>」を建築確認申請書に添付していただいています。

※1 都市計画決定によって定められています。

※2 都市緑地法で定められています。

※3 建築計画時に申請に基づいて交付するものです。申請の内容が基準に適合しているか横浜市が審査し、適合している場合に「緑化率適合証明通知書」を交付しています。

### ☆ 緑化施設の良好な維持管理をお願いいたします

法令により<sup>※4</sup>、緑化地域制度の適用を受けている建築物は、新築や増築を行う場合だけでなく、建築後の維持保全についても緑化率の最低限度以上の緑化施設を良好に維持管理していただくことが定められています。

建築物の維持保全と同様に、皆様の財産である「緑化施設」を末永く、良好に維持保全していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

※4 都市緑地法第35条第1項及び横浜市緑化地域に関する条例第5条

#### 都市緑地法 第35条第1項

**第35条** 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

### ☆ 緑化地域でのパトロールの実施

横浜市では、緑化地域内の緑化施設が緑化率の最低限度以上で良好な状態で維持保全されているか、また、緑化施設内に構造物や工作物(物置、雨水桝等)が設置されていないか、巡視確認活動(パトロール)を行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ☆ 違反の是正について

緑化率最低基準を満たさないなど、法令に違反する事実が認められる場合には、是正指導や立ち入り検査、是正命令を行います。

また、命令に違反した場合の罰則も定められています。

緑化施設の撤去だけでなく、緑化施設内に工作物や構造物を設置した場合も緑化施設の面積に算入できなくなりますので、ご注意ください。

## ～ 緑化施設を良好に維持保全するために ～

緑化施設の中心となる樹木(植物)の維持管理には、次のような作業があります。特に樹木の植え付け後1～2年は、枯れないよう手厚い維持管理をお願いします。また、周辺の美化や安全確保の観点からも、樹木(植物)を放置しないようにしましょう。

### ○水やりのコツ

植え付けてから根付くまでの間は、しっかりと水をあげてください。水はたっぷりと土の深いところまで与えます。少量の水を頻繁に与えると植物が弱ってしまうことがあります。

地植えの樹木の場合、根付いてからは、夏の晴天続きのような場合以外、水やりの必要はありません。

花壇などの場合は、土の量が少ないので、土の表面が乾いたら水をあげましょう。  
※植物の種類によって、水やりの方法が異なる場合があります。

### ○肥料を与えましょう

植物は肥料を与えなくてもある程度は育ちますが、樹木を丈夫に育てたり、きれいな花を咲かせるために、肥料を与えて植物の栄養を補いましょう。

肥料には多くの種類がありますが、植物の種類や季節に合ったものを選びましょう。

### ○剪定・草刈など

住宅地の植物は、限られた空間で育てる場合が多いものです。このため剪定や草刈などを適切に行い、光と風が適度に通る環境をつくりましょう。

○基準以上の緑化を行っていただいた建築物については、建築物緑化認定証、緑化認定ラベルを発行しています。  
環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当 045-671-3946

ホームページ：

[横浜市 緑化認定ラベル](#)

[検索](#)



○緑化や園芸、病虫害など、花や緑についての相談は、  
(財)横浜市緑の協会「緑の相談所」をご利用ください。  
横浜市南区六ツ川三丁目122番地 こども植物園内  
045-741-1024  
相談時間：午前9時から午後4時30分  
休業日：第3月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

ホームページ：

[横浜 緑の相談所](#)

[検索](#)